

大磯町新たな観光の核づくり公共トイレ協力店制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大磯町新たな観光の核づくりの推進に向け、大磯町が民間事業者の協力により、大磯町への来訪者等が安心して公共トイレを利用できる環境づくりのために実施する大磯町公共トイレ協力店制度について必要な事項を定めるものとする。

(対象事業所)

第2条 大磯町公共トイレ協力店(以下「協力店」という。)の対象となる事業所(以下「対象事業所」という。)は、大磯町の区域内にある小売店、飲食店、宿泊施設その他の事業所とする。

(登録の基準)

第3条 町長は、次に掲げる要件を満たす対象事業所を協力店として登録する。

- (1) 来訪者等の利用が見込まれる場所にあること。
- (2) トイレが容易に利用できること。

(登録の手続)

第4条 協力店として登録しようとする対象事業所の設置者、経営者、管理者等(以下「設置者等」という。)は、大磯町公共トイレ協力店登録申込書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大磯町公共トイレ協力店登録書(第2号様式)を提出者に交付するものとする。

3 町長は、前条に規定する要件を満たす対象事業所の設置者等に対し、協力店の登録について依頼することができる。

(協力の内容)

第5条 協力店は、次に掲げる事項に協力するものとする。

- (1) 協力店表示ステッカーを店頭等の見やすい場所に表示すること。
- (2) 来訪者等にトイレを貸し出すこと。

2 公共トイレの維持運営に係る経費は、協力店の負担とする。

(協力店の周知)

第6条 町長は、協力店の場所等を大磯町ホームページ等に掲載し、周知に努めるものとする。

(登録抹消の届出)

第7条 協力店の設置者等は、当該登録に係る事業所を廃止し、又は協力店を辞退しようとするときは、大磯町公共トイレ協力店登録抹消届出書(第3号様式)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の届出書が提出されたときは、当該協力店の登録を抹消するものとする。

(利用状況の聴取)

第8条 町長は、協力店に対し、必要に応じて公共トイレの利用状況等を聴くことができ

る。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協力店制度に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第3号様式（第7条関係）

大磯町公共トイレ協力店登録抹消届出書

年 月 日

大磯町長 殿

届出者 住所

氏名

㊟

〔法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地〕
を記入してください。

大磯町新たな観光の核づくり公共トイレ協力店制度実施要綱第7条の規定により、次のとおり大磯町公共トイレ協力店の登録の抹消について届出します。

登録番号	—		
事業所の名称			
事業所の所在地	〒 —		
担当者名			
電話番号		FAX	
抹消の理由			